

## 次期岡山県消費生活基本計画の策定について

## 1 概 要

岡山県消費生活条例第9条により策定している「新岡山県消費生活基本計画」が平成27年度で終了するため、平成28年度以降5年間の次期計画を平成27年度中に策定する。

## 2 策定方法

国が消費者基本法第9条に基づき策定する消費者基本計画を踏まえ、県内関係部局と連携して、県が平成25年度に実施した消費生活に関する県民意識調査結果や消費生活センターの相談状況等を分析しながら、計画素案を作成し、岡山県消費生活懇談会の意見を聴取するとともに、パブリックコメント等で広く県民の意見を聴いた上で計画を策定する。

## 3 スケジュール案

年 月	内 容
平成27年7月 〃	県消費生活懇談会で策定方針・骨子（案）を審議 県議会総務委員会に報告（策定方針・骨子（案））
11月 〃	県消費生活懇談会で素案を審議 県議会総務委員会に報告（パブコメ実施）
11月～12月	パブリック・コメントの実施
28年2月	県消費生活懇談会で最終案を審議
3月 〃	県政策推進会議で最終案を決定 計画公表

# 「消費者基本計画」の概要

消費者基本計画は、消費者基本法(平成16年6月施行)第9条に基づき策定・閣議決定される。消費者の権利の尊重やその自立の支援のために、長期的に講ずべき消費者政策の大綱及び消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項をとりまとめたもの。

これまでの消費者基本計画は、計画期間を5か年としている。期間中に毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況について検証・評価・監視を行い、所要の見直しについて、閣議決定。

これまでに2回策定されている。現行の消費者基本計画は今年度で最終年度を迎えるため、今年度中に平成27年度以降の消費者基本計画を新たに策定する予定。

- ・平成17～21年度 初代 「消費者基本計画」(平成17年4月8日 閣議決定)
- ・平成22～26年度 2代目 「消費者基本計画」(平成22年3月30日 閣議決定)

## 現行消費者基本計画の構成

消費者政策推進の基本的な考え方を整理

第1 「消費者基本計画」策定の趣旨

- 第2 消費者政策の基本的方向
- (1) 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援
  - (2) 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上
  - (3) 経済社会の発展への対応

第3 重点施策の推進

第4 「消費者基本計画」の検証・評価・監視

### 各論

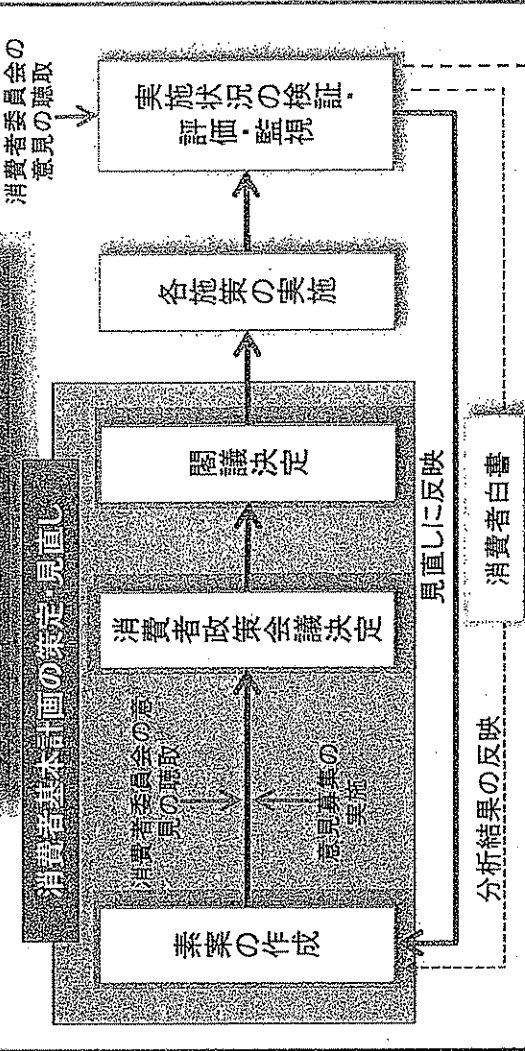
【重点施策】(25年6月の見直しで導入。以下の3区分で、26年度末までに重点的に取り組む19の施策を提示)

- ① 消費者の自助・自立の促進を図る「消費者力向上の総合的支援」
- ② 消費者に身近な地域における取組を充実する「地域力の強化」
- ③ 消費者トラブルへの対応を中心とした「消費者の信頼の確保」

【具体的施策】  
計画期間中に取り組むべき施策を一覧表に整理

※ 消費者基本計画(平成26年6月一部改定)より抜粋

## 現行消費者基本計画のプロセス



## 具体的施策一例

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
176	消費者基本法に基づき、前年度に講じた消費者政策の実施の状況を「消費者白書」として国会に報告するとともに、広く国民や関係団体、海外に向けて情報提供します。	消費者庁	継続的に実施します。

※ 消費者基本計画(平成26年6月一部改定)より抜粋

消費者基本計画 毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況を検証・評価し、必要な見直しを行い、閣議決定公表 → 翌年度の施策に反映

平成25年度の検証・評価

- ◆ 消費者教育基本方針の策定（25年6月）
- ◆ 食品表示等問題への対応（表示法ガイドライン発出等）
- ◆ 消費者の安全・安心確保のための「地域体制の在り方」のとりまとめ（25年12月）
- ◆ 食品と放射能に関する風評被害対策（コミュニケーションター約3,400名養成等）

改正措置

- ◆ 食品表示等問題への対応（関係省庁等、農林水産省（食品表示GMN等の巡回等））
- ◆ 小規模社会福祉施設等におけるスプリンクラー設置等：消防法施行令等の改正（総務省（消防庁）、厚生労働省）
- ◆ 医療広告ガイドラインの改定等（厚生労働省）
- ◆ 事故調査の体制強化：建築基準法の改正（国土交通省）

重点施策の推進

各重点施策について、25年度の実施状況、消費者委員会の意見、消費者庁における消費者行政のレビュー等も踏まえ、26年度の取組内容を見直し

重点施策の概要（26年度の取組）

1. 消費者の自助・自立の促進を図る「消費者力向上の総合的支援」

- ① リコー情報情報の周知強化等（消費者庁、経済産業省、国土交通省、関係省庁等）  
引き続き、販売事業者等との協力体制を拡大し、リコー情報提供を強化  
・製品安全に関する情報は提供及び消費者庁リコー情報サイトの更なる強化等
- ② 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション等（消費者庁、食品安全委員会、外務省、厚生労働省、農林水産省、復興庁）  
風評被害の実態に合わせたリスクコミュニケーション等の実施
- ③ 消費者契約法の規定の在り方の検討（消費者庁、法務省）  
引き続き、消費者契約法の規定の在り方の検討
- ④ 公共料金等の決定過程の透明性を確保（消費者庁、消費者委員会、各公共料金等所管省庁）  
透明性を確保する方法についてのフォローアップ
- ⑤ 食品表示法（消費者庁）  
食品表示法に基づく、食品表示基準の策定  
・義務化された栄養表示の対応成分等に関する検討
- ⑥ いわゆる健康食品の表示等（消費者庁、厚生労働省、農林水産省）  
「いわゆる健康食品に関する食品表示法及び健康増進法上の留意事項」について「周知徹底、いわゆる健康食品の機能性表示の在り方について、既存の制度との関係整理、適切な科学的手法による機能性の評価、正しい情報提供及び十分な消費者理解の確保の観点等を踏まえて検討、検討結果を踏まえた食品表示制度の見直し
- ⑦ 消費者教育の推進（消費者庁、文部科学省、関係省庁等）  
消費者教育推進会議で明確化された課題ごとの優先度等に基づき具体的な検討を更に推進  
・地方公共団体における推進計画策定・地域協議会設置の推進・支援と消費者行政担当部局・教育担当部局の連携の働きかけ
- ⑧ 消費者裁判手続特例法の施行準備（消費者庁）  
円滑な施行に向けた「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」の開催等
- ⑨ 食品ロス削減等（消費者庁、関係省庁等）  
家庭の食品ロスの実情等の調査分析や在り方の検討結果を踏まえた取組の実施

2. 消費者に身近な地域における取組を充実する「地域力の強化」

- ⑩ 地方消費者行政（消費者庁、関係省庁等）  
地方公共団体への支援の在り方及び財源の確保について引き続き検討  
・改正消費者安全法の施行に向けて、地方公共団体をはじめとする関係者へ法律の概要等の情報周知
- ⑪ 消費生活相談業務の質の一層の向上と体制の整備（消費者庁、総務省、関係省庁等）  
消費生活相談員の一層の処遇改善に向けて、引き続き働きかけ  
・改正消費者安全法の施行に向けて、地方公共団体をはじめとする関係者へ法律の概要等の情報周知
- ⑫ PIO-NETの刷新（消費者庁）  
新システムの構築・試験運用
- ⑬ 消費者トラブルへの対応を中心とした「消費者の信頼の確保」  
消費者安全行政（消費者庁、関係省庁等）  
消費者事故等の発生、拡大防止に向けた消費者安全法より効果的な運用  
・消費者事故等の発生状況も踏まえ、原因究明調査等を着実に実施
- ⑭ エスエー美容医療サービス（厚生労働省）  
改正した医薬品広告ガイドラインの周知徹底及び遵守状況の把握  
・美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等についての周知徹底等
- ⑮ 特定商取引法（消費者庁、警察庁、経済産業省、関係省庁等）  
特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握・検証及び規定の施行状況の検討
- ⑯ 詐欺的投資勧誘等（消費者庁、金融庁、警察庁、総務省、法務省、経済産業省、厚生労働省、関係省庁等）  
関係法令の厳正な執行、事業者等への適切な注意喚起等による犯行ツール対策の強化等
- ⑰ 有料老人ホーム（厚生労働省）  
入居一時金の調査結果を踏まえ、実態を分析し、必要な方策の検討
- ⑱ 電気通信事業における販売勧誘方法の改善（総務省）  
消費者トラブルの状況やICTサービスの安心・安全研究会における検討等を踏まえた必要な措置の検討・実施
- ⑲ 食品表示法に基づく表示の適正化（消費者庁、関係省庁等）  
引き続き、食品表示法の普及・啓蒙、併任された食品表示GMNによる監視業務を要請  
・改正食品表示法の施行に向けて、事業者の表示等に関するコンプライアンス強化に向けた指針の策定等  
・食品表示法への取組制度の導入に向けて制度設計を行い、速やかに法案を国会に提出

※ 下線部は、見直し部分。